

契約図書

位置図



港名	距離	港名	距離	港名	距離	港名	距離
カマツラコ	5,196	天津	1,046	筑水	267	鹿津	227
ホノルル	3,826	青島	992	新加	322	佐世保	291
マニラ	4,313	大連	747	青島	379	高松	338
シンガポール	2,686	仁川	904	青島	535	宇部	212
パシコク	2,786	東寧	310	函館	527	大飯	400
ホーチミン	2,213	鹿山	221	小樽	639	神戸	433
マニラ	1,587	寧波	433	三野浦	644	津	744
ボシエット	437	清津	415	家島	585	横浜	733
オホトカ	480	浜田	94	小牧	615	名古屋	621
カラカッタ	467	西郷	44	新加	717	西日市	616
ホノコシ	1,313	舞鶴	173	津	747	津	653
高松	1,090	敦賀	146	那覇	719	高松	371
基隆	891	金沢	202	鹿門	192	姫路	410
上海	687	七尾	278	博多	215	秋田	417

■各都市へのアクセス

※ 船 (保子空運経由)

区間	時間	備考	道路	時間
境港～保子空港	13分	自動車	境港～保子	30分
保子～東京	1時間30分	1116往復	保子～松江	30分
保子～宇部	1時間30分	往5往復	保子～高松	2時間
保子～香取	3時間30分	往2往復	保子～大飯	3時間30分
保子～高松	5時間30分	往1往復	保子～高松	5時間30分
保子～岡山	3時間10分	往1往復	保子～岡山	2時間30分
保子～岡山	3時間10分	往1往復	保子～岡山	2時間30分

当該工事は、年間を通し港湾施設(臨港道路)の円滑な利用が図れるように過去の実績より、想定される数量を計上している。
 工事箇所については、当局管理(島根県属地分)の管内臨港道路とする。
 工事箇所および内容には、監督指示により決定とし、請負者は迅速に対応すること。
 ※実施においては、監督員の指示書にて対応する。

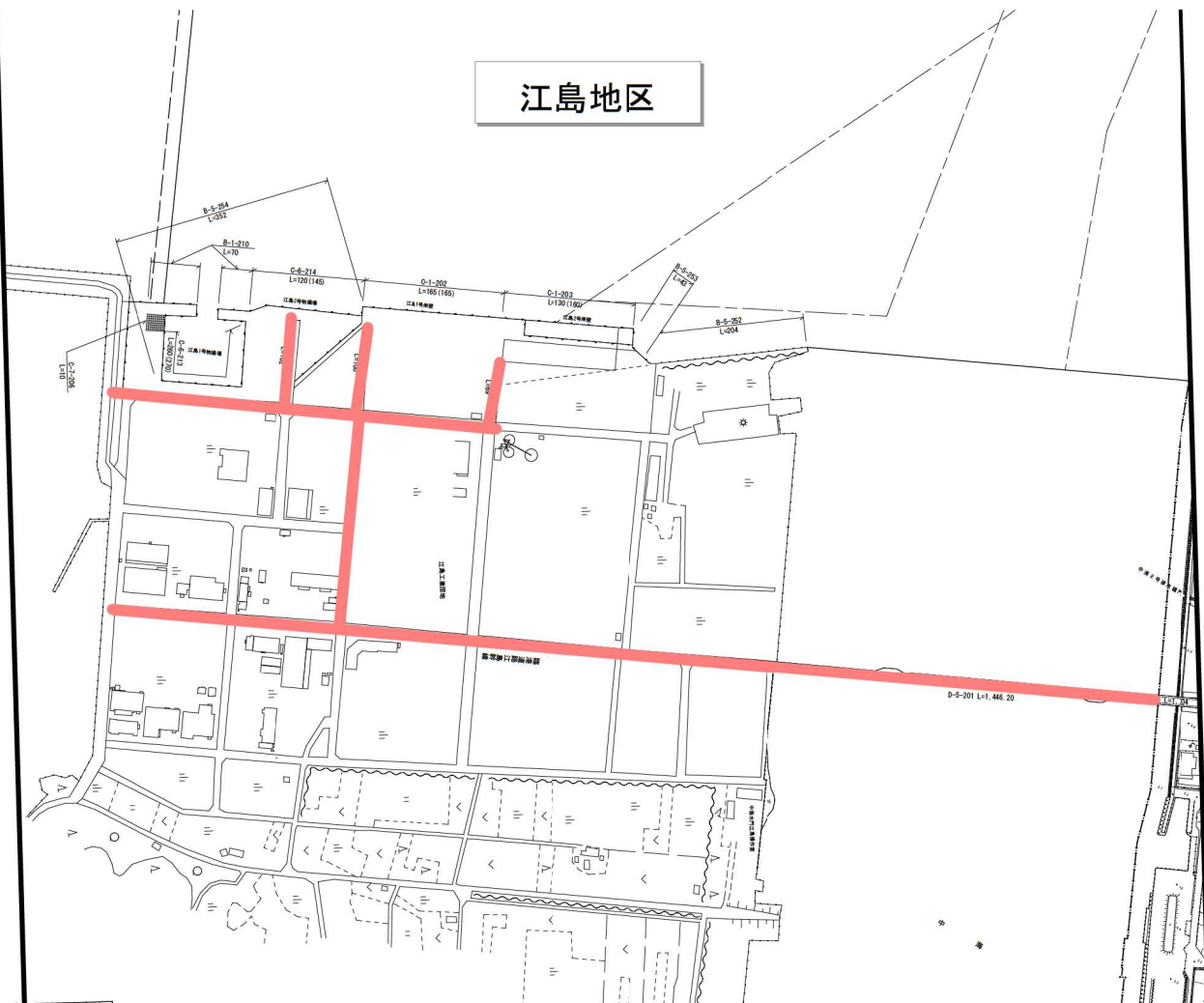
数量総括表(契約)

令和8年度 江島幹線外臨港道路維持補修工事

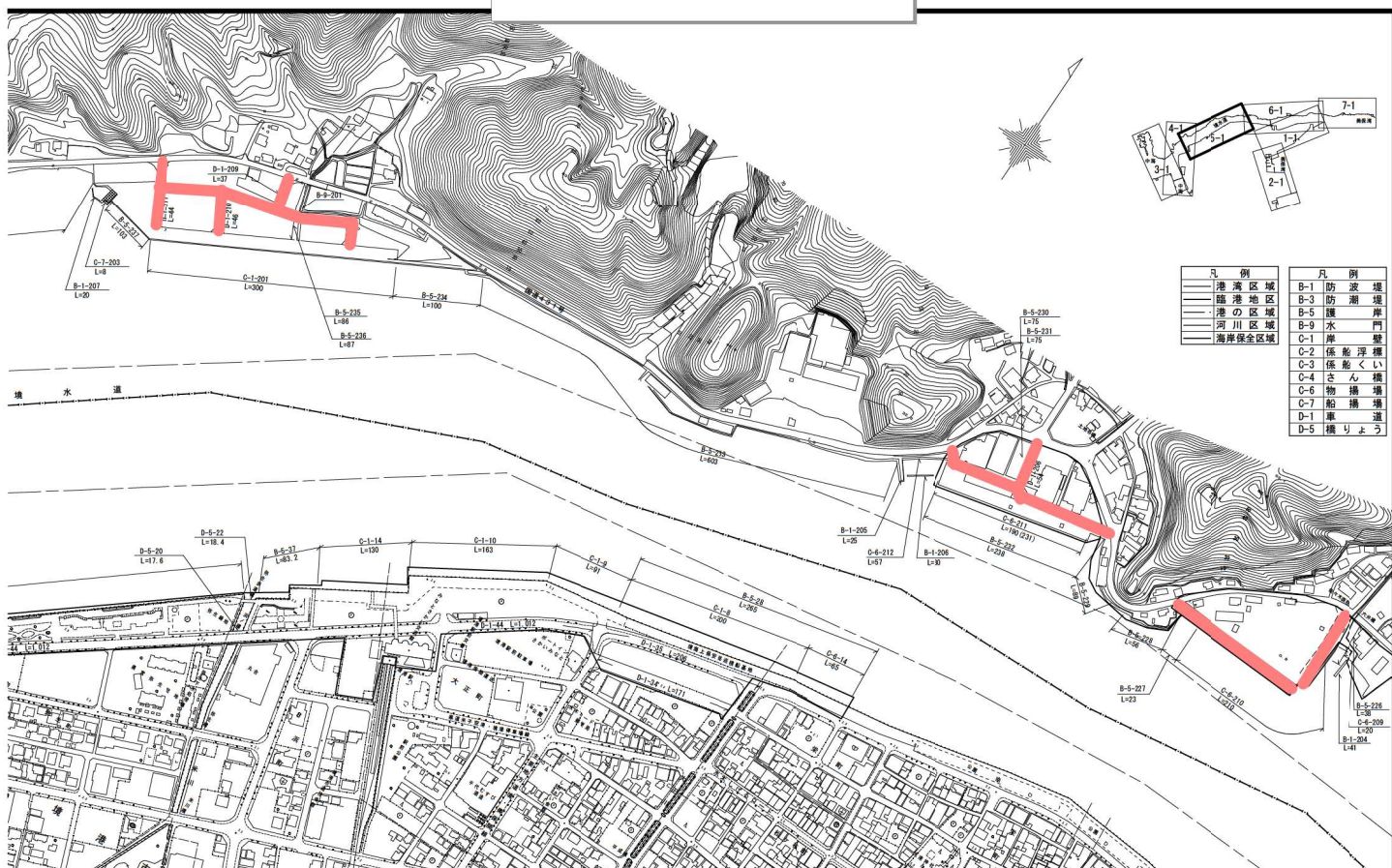
起工

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	規格	単位	数量	摘要
道路維持工							
舗装補修工							
	アスファルト舗装工						
		表層					
			オーバーレイ舗装	t=5cm 再生密粒度AS	m2	400	
道路清掃工							
	路面清掃工						
		路面清掃					
			路面清掃工(人力)	路肩部	km	4	
			残土運搬・整地	4t車 L=7km以下	式	1	運搬先は別途指示
	排水施設清掃工						
		側溝清掃					
			側溝清掃(人力)	蓋有り	m	160	
			残土運搬・整地	4t車 L=7km以下	式	1	運搬先は別途指示
除草工							
	道路除草工						
		除草					
			除草集草積込運搬	人力除草	m2	200	
仮設工							
	交通管理工						
		交通誘導員					
			交通誘導員B		式	1	

江島地区



森山・宇井・大江地区



福浦地区

島根県

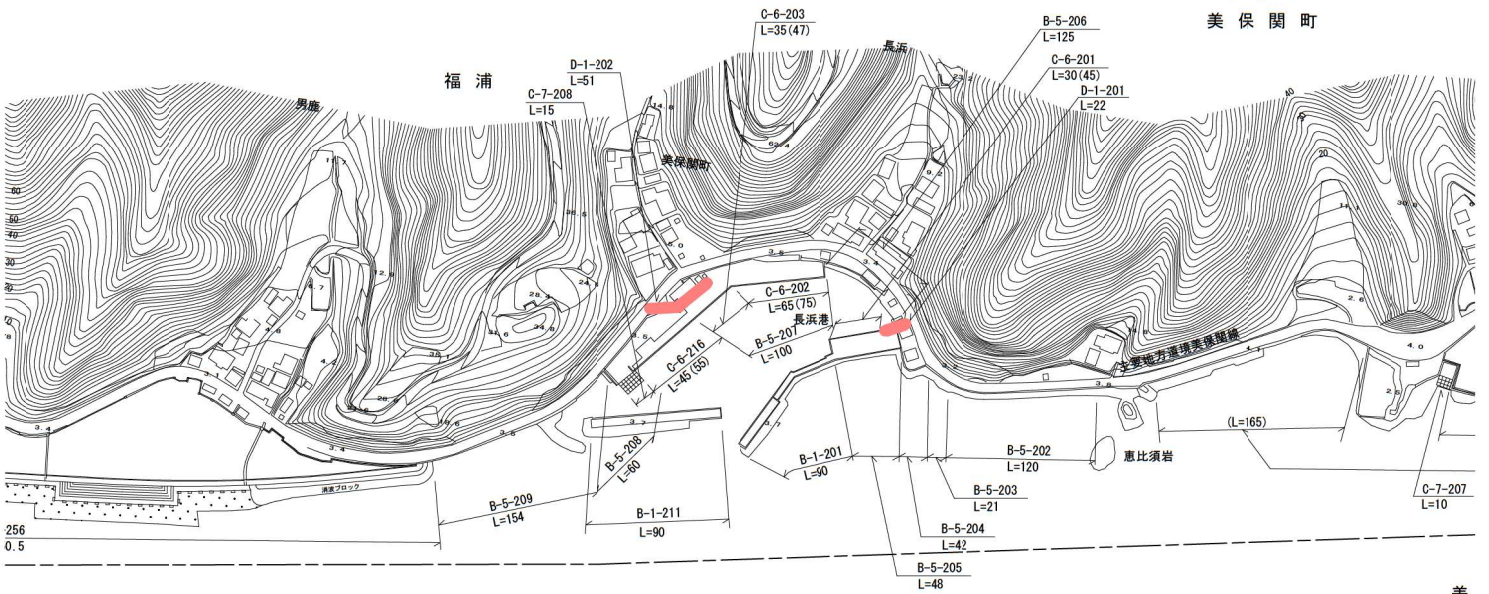
松江市
美保関



長浜地区

島根県

松江市
美保関町



美

港湾及び道路維持工事特記仕様書

第1条 本仕様書は、境港管理組合発注の港湾及び道路維持工事に適用する。

第2条 島根県公共工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様書は、下記のとおりとする。

1-1-1-4 施工計画書

受注者は、着手前に維持工事の目的を完成するために必要な手順や工法等について、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

(3) 維持工事組織表（緊急対応時24時間連絡体制表を含む）

1-1-1-8 工事の着手

本工事の施工に当たっては、原則、監督員の発出する指示書により着手するものとする。

作業完了後は、速やかに維持工事報告書（任意様式）を作成・提出し、監督員の確認を受けること。作成に当たっては指示内容と実施内容の対比、実績の人役及び使用機械等を確認できる資料をとりまとめ、施工状況写真等を添付すること。

ただし、緊急措置が必要な事案が発生した場合は、監督員からの口頭指示又は受注者が監督員に報告等を行った上で工事を実施し、完了後は速やかに維持工事報告書を提出すること。

1-1-1-24 履行報告

受注者は、履行報告書を提出する際は別紙様式1の維持工事対応一覧表を作成の上添付すること。

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

緊急措置が必要な事案が発生した場合は、休日及び夜間も含め作業を行うこと。

なお、休日とは、土曜日・日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始を含むものとする。

1-1-1-47 連絡体制

受注者は、発注者と常時連絡が取れる体制を確保しなければならない。

1-1-1-48 異常気象時の勤務体制

災害の発生が予測される時等、緊急出動を指示する場合があるので、これに対処できる体制を整えておくこと。（人員の確保、夜間作業時の安全確保機材、夜間照明等）

災害の発生状況に応じて、管理区間外においても指示を行なう場合があるが、指示事項終了後は、監督員に報告するとともに、当該管理担当者へ引継ぎを行なうこと。

1-1-1-49 緊急時の勤務体制

本工事の特異性により、緊急事態が発生した場合、監督員を含む境港管理組合の職員が指示を行う場合があるので、迅速（指示後1時間以内に現場確認の上、作業着手）かつ適正（安全な交通確保等）に対処出来る体制を整えておかななければならない。

第3条 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めることとする。

様式1

維持工事対応一覧表

工事名 :
業者名 :

番号	作業完了日	施設名 路線名	作業内容	作業数量	出来高概算額 (円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計					0	
起工設計の直接工事費(円)						
起工設計に対する出来高(%)						

様式1

維持工事対応一覧表

記載例

工事名 : ○○地区維持補修工事
 業者名 : (株)○○建設

番号	作業完了日	施設名 路線名	作業内容	作業数量	出来高概算額 (円)	備考
1	4月 10日	○○岸壁	防舷材補修	N=2基	500,000	
2	4月 25日	○○幹線	側溝補修	L=10m	250,000	
3	5月 15日	○○幹線	舗装補修	A=10m2	300,000	
4	7月 22日	○○物揚場	車止め補修	L=5m	100,000	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計					1,150,000	
起工設計の直接工事費(円)					10,000,000	
起工設計に対する出来高(%)					11.50%	

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調整項目 <input type="checkbox"/> 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () 調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:
	2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法:
	3. 他機関等との協議が未完了 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	協議機関名: 協議完了見込み時期:
	4. 他機関等協議による工程条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限される工種名: 施工期間:
	5. 占用物件工事との工程調整 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	占用物件名 <input type="checkbox"/> 電気 (工事時期:) <input type="checkbox"/> 電話 (工事時期:) <input type="checkbox"/> 水道 (工事時期:) <input type="checkbox"/> ガス (工事時期:) <input type="checkbox"/> その他 (工事時期:)
	6. 漁業協同組合との調整 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	漁業協同組合名: 内水面漁業協同組合については島根県公共工事共通仕様書特記事項による
	7. 工期	予定工期: 令和9年2月26日 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
	8. 週休2日工事の試行対象工事 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
	9. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:
2. 用地関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 用地補償物件の未処理箇所 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. 完了見込み時期:
	2. 仮設ヤードの指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 使用期間: 別添図面等 <input type="checkbox"/> ヤード位置図 <input type="checkbox"/> ヤード平面図 (面積: m) 使用条件・復旧方法: 占用料又は借上費 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名: <input type="checkbox"/> その他:
		<input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種:
		<input type="checkbox"/> 作業時間 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	2. 事業損失防止に関する調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 近隣家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地下水位等の調査 <input type="checkbox"/> その他 () 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 別途協議
	3. その他 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	内容: 汚濁防止に努めること

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
<p>4. 安全対策関係</p> <p>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</p>	<p>1. 交通安全施設関係の指定 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p>	<p><input type="checkbox"/>交通安全施設等の配置</p> <p><input type="checkbox"/>別添図等</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>交通誘導員の配置</p> <p>配置人員: 12人(内、交通誘導員A 0人)</p>
	<p>2. 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p><input type="checkbox"/>鉄道 <input type="checkbox"/>電気 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>水道</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>施工時間の制限 施工時間:</p> <p><input type="checkbox"/>作業制限 制限を受ける工種:</p> <p>制限内容:</p>
	<p>3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>防護施設等の配置 <input type="checkbox"/>別途資料 <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p>設置期間:</p>
	<p>4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p><input type="checkbox"/>本工事の請負者</p> <p><input type="checkbox"/>工期当初より指名予定</p> <p><input type="checkbox"/>工期途中より指名予定(今後別発注工事があった場合)</p> <p><input type="checkbox"/>関連他工事の請負者 ()</p>
	<p>5. その他 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>内容:</p>
<p>5. 工事用道路関係</p> <p>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</p>	<p>1. 一般道路(搬入路)の使用制限 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>経路 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>使用期間 ()</p> <p><input type="checkbox"/>使用時間帯 ()</p> <p><input type="checkbox"/>使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>別途協議</p>
	<p>2. 仮設道路の設置条件 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>構造・延長等 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>安全施設等 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>別途協議</p>
	<p>3. その他 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>内容:</p>
<p>6. 仮設備関係</p> <p>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</p>	<p>1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備:</p> <p>引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名:</p> <p>引き渡す(引き継ぎを受ける)時期:</p> <p>引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:</p>
	<p>2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>構造・設計条件 <input type="checkbox"/>別添図等 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>施工方法の指定 工法名:</p> <p><input type="checkbox"/>設計条件の指定 制約事項:</p>
	<p>3. その他 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>内容:</p>
<p>7. 建設副産物関係</p>	<p>1. 建設発生土搬出先の受入条件 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p><input type="checkbox"/>押土・整地 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>受入側の制約 制約事項:</p>
	<p>2. 建設廃棄物の処理条件 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p><input type="checkbox"/>処理施設の指定 施設名:</p> <p><input type="checkbox"/>受入側の制約 制約事項:</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
	<p>3. その他 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>	<p>内容:</p>

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	場所： 期間：
	2. 現場発生品 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	品名： 引渡場所： 運搬距離：
	3. 植栽保険 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	樹木名・本数等：
	4. 中間検査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	検査回数： <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回
	5. 部分使用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	部分使用範囲： 目的： 部分使用期間：
	6. 技術管理上特に必要な資料 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	資料名：
	7. 台帳の作成 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	対象台帳：別添 作成対象台帳一覧参照
	8. 遠隔臨場試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 受発注者協議のうえ適用の可否を確認 島根県技術管理課HP: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/
	9. 島根県検査書類限定型工事試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「島根県検査書類限定型工事試行要領」に基づき、受発注者協議のうえ適用 の可否を確認 島根県技術管理課HP: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/
	10. その他 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	内容： ○情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること。 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。 システムの利用に当たっては、実施要領に従い、適正に実施すること。 ○本工事は年間を通して道路施設等(島根県側)の円滑な利用が図れるように維持修繕を実施する工事である。 ○当初数量においては過去の実績等により想定される数量を計上しているものであり、実態(指示内容)に応じ変更する。 ○施工に当たって、監督員の指示により着手するものとする。緊急措置が必要となった場合は、受注者の責任において実施し、速やかに報告すること。なお、その場合、写真、日報等で確認できるようにしておかなければならない。また、受注者は災害及び緊急事態の発生に伴い、緊急出動を指示する場合がありますので、これに対処できる体制を整えておくこと。 ○指示内容により、港内作業許可が必要な場合、受注者で港長作業許可手続きを行うこと。

特記仕様書①適用一覧

工事名	江島幹線外臨港道路維持補修工事
-----	-----------------

当該工事の実施に当たり適用する特記仕様書は、「特記仕様書①一覧表」の「適用」欄に○印がある特記仕様書である。ただし、契約後、変更指示等で適用対象とする場合がある。

(○印のない特記仕様書は、本工事適用外)

特記仕様書①一覧

適用	特記仕様書名
	09_取得補償立木の伐採に関する特記仕様書
	15_急傾斜地崩壊対策工事特記仕様書
	16_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(様式)
	16-1_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(特記仕様書例:東部・隠岐)
	16-2_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(特記仕様書例:西部)
	21_アンカー工に関する特記仕様書
	22_鉄筋挿入工に関する特記仕様書
	27_工事現場の現場環境改善等に関する特記仕様書
	27_2_工事現場の現場環境改善費等に関する特記仕様書(農業農村整備編)
	27_3_工事現場の現場環境改善費等に関する特記仕様書(港湾・漁港漁場整備編)
	28-1_週休2日工事特記仕様書〔土木部編(空港・森林土木工事含む)〕
	28-1_週休2日工事特記仕様書〔農林水産部編〕
	28-1_島根県週休2日工事特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)
	31-1_快適トイレに関する特記仕様書
	31-2_快適トイレ(様式1)
	33_運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書(農業農村整備編)
	37_伐採工に関する特記仕様書
	38_暗渠排水工に係る特記仕様書(農業農村整備事業)
	39-1_建設工事ウィークリースタンスに関する特記仕様書
	39-2_ウィークリースタンスに関する実施報告書

※「特記仕様書①一覧」に掲げる特記仕様書は、島根県ホームページに一括掲載する。

技術管理課ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/

※特に指示がない限り、入札公告(通知)日に適用されている特記仕様書を適用する。

※本工事に適用する特記仕様書は、この「特記仕様書①一覧」に示す特記仕様書のほか、個別に添付しているものがあるので注意のこと。

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（JWNETのロゴマーク付き）を提示すること。
また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（建設発生木材のみ様式あり。その他は様式を問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

(1) コンクリート塊

コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径20キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

(2) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径40キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

【該当しない場合は以下を削除】

また、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

再生アスファルト骨材用受入施設

- ・再生アスファルト合材施設
- ・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

なお、再生アスファルト骨材用受入施設は、島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」(<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/>)において「Asコンクリート塊（再生As骨材用）」として登録されているので確認すること。

—(3) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）—

—【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再利用する場合】—

本工事から発生した建設発生木材（建築廃材を除く）は、同一事業地内において、チップ吹付工の基盤材として利用する計画であり、下記により発生木材をチップ化すること。破碎後は適切に管理すること。

再生利用用途	事業地内で施工予定の法面保護工事の基盤材	
再生利用予定時期	令和〇〇年〇〇月	
木材チップ規格	〇〇mm以下	38mm以下
建設発生木材発生見込み量 (A) —	〇〇〇m ³	
建設発生木材チップ化見込み量 (B) —		
基盤材用木材チップ必要量	〇〇〇m ³	
建設発生木材余剰見込み量 (A) — (B) —	〇〇〇m ³	本工事にて再資源化施設等へ搬出
木材チップ保管場所	事業地内〇〇付近	

工事完成検査時には下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。

- 1) 降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。
- 2) 囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを集積した木材チップの周囲に設置すること。
- 3) 掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記事項を記載し、見やすい場所に容易に倒

~~壊しないように設置すること。~~

掲示すべき事項

- ~~①保管者の名称、②連絡先(住所、電話番号、担当部署名)、
③保管量 m³、④保管期間 R 年 月 ~ R 年 月~~

~~【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】~~

~~工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から 50 km の範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の 1) 及び 2) の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。~~

- ~~1) 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合~~

~~(4) 建設汚泥~~

~~建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によるが、中間処理（脱水等の縮減）へ最終処分場に搬出する場合は下記 7 による。~~

~~7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。~~

~~なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。~~

~~また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記 6 (1) の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。~~

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 ()
①受入れ場所					
②受入れ時間帯	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径 cm 程度	最大粒径 cm 程度			
備考					

~~8. 建設発生木材の運搬処理について~~

~~本工事に伴い発生する木材については、有価物として利用又は売却に努めるものとし、建設発生木材の有効利用及び廃棄物の減量化を図ること。有価物として利用又は売却できない建設発生木材については以下により適正に処理すること。~~

~~(1) 運搬処理計画について~~

~~本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、普通ダンプトラック t 台により運搬し、処理量 m³(t)とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。~~

~~このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。~~

~~運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。~~

~~但し、受注者の責による場合はこの限りではない。~~

~~また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。~~

~~(2) 運搬車両への積み込みについて~~

~~本材を運搬車両へ積み込む際には、かさばらない状態で積み込み、減量化に努めるものとする。~~

~~かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2～3m程度に切断し、雑木や枝葉等でかさばるものについては1m程度に切断した状態で積み込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、処理施設側で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。~~

~~(3) 運搬台数等の管理について~~

~~建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、搬出前に、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量（体積）が確認できる荷姿の写真を撮影し、監督職員に報告すること。運搬台数の設計変更にあたり、発注者は、受注者に「（様式）建設発生木材運搬集計表」の提出を求めること。この際、併せてマニフェスト原本の提示を求め、提示されたマニフェスト（D票もしくはE票）と、集計表の整合性を確認すること。~~

~~運搬台数については、マニフェストが m^3 単位の場合は、処分実績量を、先に写真で確認したダンプトラック1台あたりの荷台体積で除して算出する。~~

~~マニフェストが重量単位の場合は、運搬車両の規格ごとに、満載の状態ですトラックスケールに乗った写真及びその重量がわかる写真を添付し、使用するダンプトラック1台あたりの運搬体積（先に報告されたもの）に対応する重量（t）を決定する。その上でマニフェストの総処分実績量（t）を、1台あたりの対応重量で除して台数を算出する。~~

~~なお、算出台数より実績台数が少ない場合は、実績台数で設計変更を行う。~~

~~上記の算出方法に依りがたい場合は、発注者と協議の上精算台数を決定すること。~~

~~※運搬処理についての取扱い詳細、集計表の様式については、通知「建設発生木材の取扱い」を参照のこと。以下より入手できる。~~

~~技術管理課HPトップページ「積算基準、単価、基準等の重要なお知らせ」→~~

~~設計・積算等の重要なお知らせ お知らせ一覧 →~~

再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

(1) 砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

資材名	規格	使用箇所	備考
再生クラッシャーラン	RC-		
再生砂	RS		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13mm・20mm	臨港道路等	
再生粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生改質アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生アスファルト安定処理			
改良土	第 種改良土		

(2) 植生基盤材

1) チップ吹付工法による場合

【木材チップ植生基盤材吹付工による場合】

資材名		標準配合(1m ² 当り)		使用箇所
		材 料	数 量	
木材チップ 植生基盤材吹付工 基盤材 ※右記工法を標準とする。	工法1	木材生チップ(38mm以下)	1,500 ℓ	切土法面
		添加材(土壌微生物活性酵素)	50 kg	
		高度化成肥料(15-15-15)	4 kg	
		浸食防止剤(高分子系樹脂)	5 kg	
	工法2	木材生チップ(38mm以下)	1.5 m ³	
		緑化基盤材	400 ℓ	
		肥料(遅効性)	4 kg	
		高度化成肥料(15-15-15)	4 kg	
		接合剤	0.5 kg	
	工法3	団粒化剤(※無しの場合)	25 kg	
		木材生チップ(38mm以下)	1,500 ℓ	
		肥料(遅効性)	4 kg	
		高度化成肥料(15-15-15)	4 kg	
	工法4	結合剤	30 kg	
		木材生チップ(38mm以下)	1.2 m ³	
		緑化補助材	320 ℓ	
		高度化成肥料(15-15-15)	4 kg	
		肥料(遅効性)	4 kg	
浸食防止剤(※有の場合)		4 kg		
無機質安定材(※無しの場合)	16 kg			

—上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【木材チップ植生基材吹付工以外の木材チップ吹付工法による場合】

資材名	配合(1m ³ 当り)				使用箇所
リサイクルチップ による植生基盤材					

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【建設発生木材(木材チップ)を法面保護工事で再生利用する場合】

また、チップ吹付工で使用する木材チップは、下記再生材を使用する。

木材チップ保管場所	事業地内〇〇付近	
木材チップ保管量	〇〇〇m ³	
木材チップ規格	〇〇mm以下	38mm以下

2) チップ吹付工以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

【木材チップ現地破碎工で伐採木等の運搬、木材チップの運搬が生じる場合】

3) 建設発生木材(木材チップ)を法面保護工事で再生利用する場合の伐採木等の運搬について

①運搬計画について

本工事では、木材チップの吹付工等に使用するため、工事区域外に破碎ヤードを設けて伐採木等の現地破碎を計画している。これに伴い生じる伐採木等及び木材チップの運搬について、運搬車両は仮定規格、運搬台数は概算数量として下記のとおり見込んでいます。

運搬区分	ダンプトラック規格	運搬台数
伐採木等運搬	_____t	_____台
木材チップ運搬	_____t	_____台

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬計画(運搬車両規格、荷台寸法、計画台数)を立案し施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し受注者の責による場合はこの限りではない。

②運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2~3m程度に切断し、雑木や枝葉等がかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、現地破碎の処理で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

③運搬に係る管理について

運搬車両の規格・荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影して管理資料に添付すること。

④運搬台数の取扱いについて

運搬台数については、木材チップ破碎量を基に算出するものとし、伐採木等の運搬ではダンプトラック1台あたりの積載量(空m³)で、木材チップの運搬では荷台容積で割り戻して必要な運搬台数を算出し設計変更の対象とする。

ただし、受注者において②の積込状態で満載した伐採木等の運搬車両及び木材チップの運搬車両それぞれの積荷の単位体積重量(t/m³)を計測し、これをもとに木材チップの空m³換算係数を算出して運搬台数の根拠とする場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。なお計測した運搬車両の荷姿検測・積載重量計測状況を撮影して併せて監督職員に提出するものとする。

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

3. 再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃瓦及び砕石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

(1) 再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第2編 材料編 表2-2-4 再生砕石の粒度、第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第6節一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表3-2-16 下層路盤の品質規格 の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

1) P Iは規定しない。

2) コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は50%以下とする。

(ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験(13~5mmのもの))

~~【下層路盤材以外の使用で、上記を準用する場合】~~

~~下層路盤材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。~~

~~【下層路盤材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】~~

~~○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○~~

(2) 環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破砕物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

4. 再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。(参考値として配合割合を記載すること)

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注) 再生砕石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるため、注意すること。

5. 再生砂の原材料は、コンクリート塊、廃瓦とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等を有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。ただし、コンクリート塊を原材料に含む再生砂の六価クロムの溶出量試験を、受注者において1工事に1回以上行い基準を満足することを確認しなければならない。

(1) 再生砂の品質

埋め戻し材として使用する場合の品質は、下記のとおりとする。

1) 最大粒径は10mm以下とする。

2) 0.075mmふるい通過量は10%以下とする。

~~【埋め戻し材以外の使用で、上記を準用する場合】~~

~~埋め戻し材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。~~

~~【埋め戻し材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】~~

~~○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○~~

(2) 環境基準

1) コンクリート塊を原材料として使用している場合は、再生砂として土壤汚染対策防止法施行規則の六価クロムの溶出量基準0.05mg/l以下であること。

2) 廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破砕物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

6. 再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、10~50%とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けなければならない。なお、改質アスファルトを使用する再生加熱アスファルト混合物は再生骨材の配合率を10%以下とする。

ただし、アスファルト混合物事前審査認定混合物は除く。

~~7. 植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生木材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質+有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合剤、種子、水等を混合投入し、十分練り混~~

~~せること。~~

~~【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再生利用する場合】~~

~~8. 本工事で行うチップ吹付工で使用する木材チップについて、受注者は契約後直ちにチップ量の計測を行い、計測結果を監督員に報告し引渡を受けること。引渡後は受注者の責任において適切に管理するとともに、引渡を受けた木材チップの利用計画を立て監督員と協議すること。~~

~~木材チップの不足および余剰が判明した場合は、速やかに監督員と協議すること。余剰の木材チップを他の工事で使用する計画がある場合は、工事完成検査時に監督員と協議の上決定した引渡場所に、下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。木材チップが不要となった場合は、産業廃棄物として適正な処分を行うこと。~~

~~（1）降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。~~

~~（2）囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを木材チップの周囲に設置すること。~~

~~（3）掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記掲示すべき事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。~~

~~掲示すべき事項~~

~~1) 保管者の名称、2) 連絡先(住所、電話番号、担当部署名)~~

~~3) 保管量 m³、4) 保管期間 R 年 月 ～ R 年 月~~

9. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称			
所 在 地			
受 入 時 間			
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径 cm程度	最大粒径 cm程度	
備 考			

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の完了時に建設リサイクル法第18条に基づき書面にて報告する「再資源化報告書」は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ以下の事項を入力することにより監督職員に報告したものとみなし、書面による提出を省略する。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用